

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

行政機関、団体などによる正確な情報に基づき、冷静な対応をとっていただきますようお願いいたします。

- 食品を介して感染したとされる事例は報告されていません。
- 主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- 体調管理やこまめな手洗い・手指の消毒、咳エチケットなどを実施すれば心配する必要はありません。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において操業停止や食品廃棄などの対応は必要ありません。

1 予防対策をお願いします。

- ① 体温の測定と記録
- ② 発熱などの症状がある場合は、関係者へ連絡、必要に応じて自宅待機
- ③ 37.5℃以上の熱が4日以上続いた場合は、関係者へ連絡と保健所へ問い合わせ
- ④ 作業時は、できる限りマスクを着用し、多人数の場合は、状況に応じて換気
- ⑤ 集出荷施設等への入退場時の手洗い、手指の消毒
- ⑥ ドアノブ、手すり等人がよく触れるところは、拭き取り清掃

2 感染の発生時には、以下の対応をお願いします。

- ① 本人や従業員が感染した場合は、関係者に連絡するとともに、保健所に報告し、対応について指導を受けてください。
- ② 濃厚接触者と確定された方は、保健所の指導に基づき、14日間の自宅待機と健康観察が行われます。また、発熱や呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検します。

※連絡先「帰国者・接触者相談センター」 平日午前8時30分から午後5時15分まで
高鍋保健所 (0983)22-1330 上記時間以外 (0985)44-2603

3 営農の継続について、あらかじめ検討をお願いします。

本人や従業員が感染した場合を想定して事前に検討しておきましょう。

※例えば、収穫や出荷作業など、「誰が」「どの作業」を行うか、役割分担などについて話し合います。

農業者の皆様は、国民への食料安定供給等に重要な役割を担っています。厚生労働省の情報に基づいて徹底した対策をお願いします。

詳細は農林水産省HP「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」をご覧ください。又、感染発生時、保健所と併せて右記まで連絡をお願い致します。